

⑧ 消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

令和7年度

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 396,938 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,037,071 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	352,855	27,400	0	13	42,274	283,168
	障害者福祉事業	928,029	673,793	0	14	33,025	221,197
	高齢者福祉事業	462,820	31,316	0	25,393	52,793	353,318
	児童福祉事業	1,713,647	898,017	23,700	38,853	97,883	655,194
	小 計	3,457,351	1,630,526	23,700	64,273	225,975	1,512,877
社会保険	国民健康保険事業	227,179	108,956	0	0	15,362	102,861
	介護保険事業	428,088	16,919	0	0	53,428	357,741
	後期高齢者医療事業	97,719	69,418	0	2,037	3,414	22,850
	小 計	752,986	195,293	0	2,037	72,204	483,452
保健衛生	保健衛生事業	706,997	63	36,300	14,920	85,223	570,491
	予防事業	60,208	1,459	0	0	7,621	51,128
	母子保健事業	19,421	11,089	0	0	1,072	7,260
	健康増進事業	40,108	2,130	0	823	4,843	32,312
	小 計	826,734	14,741	36,300	15,743	98,759	661,191
合 計		5,037,071	1,840,560	60,000	82,053	396,938	2,657,520

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。